

中央区協議会（代表会）  
議案書（書面開催）

- ・浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 20 条第 1 項の規定に基づき、審議いただく会議をお諮りするものです。

<参考>

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抄）  
（代表会の権限等）  
第 20 条 代表会は、必要があると認める事項について、地域分科会に付託し、審議させることができる。  
2・3 （略）

1 回答提出期限 令和 7 年 11 月 12 日（水）

2 議案

ア 【諮問】「市営住宅春日団地の廃止・解体について（住宅課）」に係る審議を、中地域分科会へ付託することについて

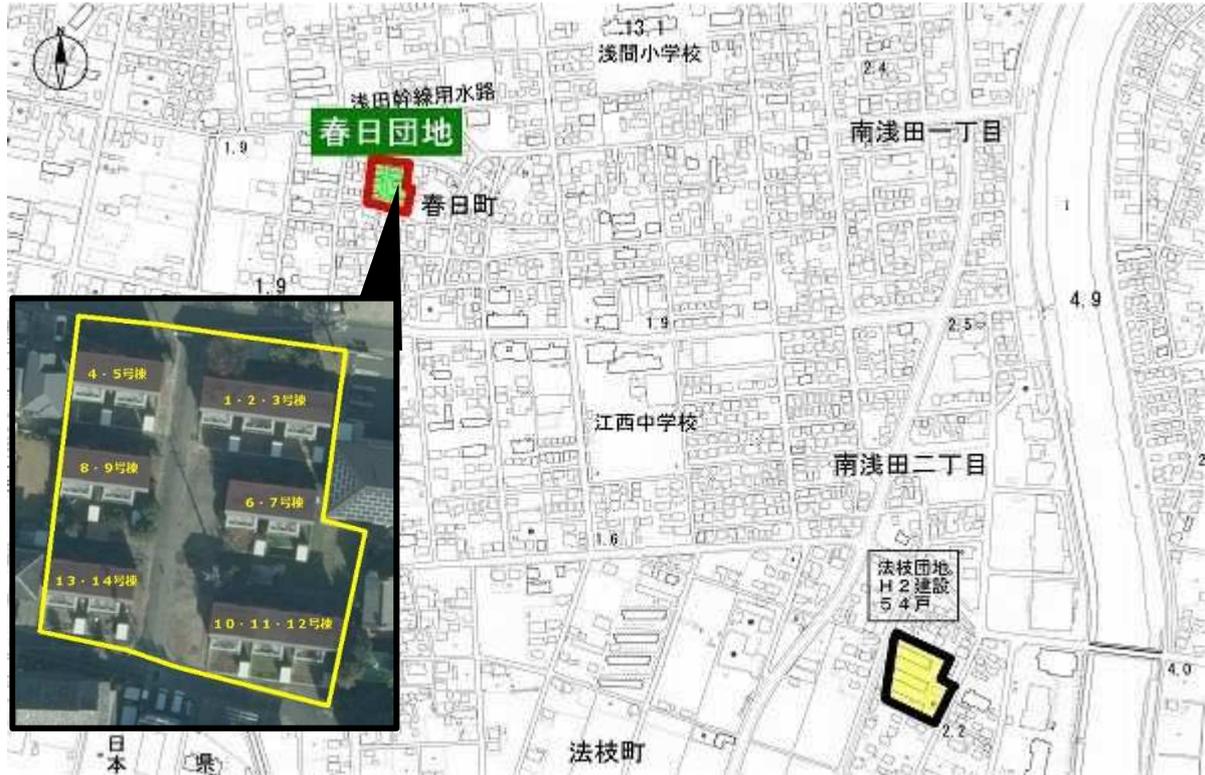
イ 【協議】「浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）の策定について（学校・地域連携課）」に係る審議を、全ての地域分科会（中・東・西・南）へ付託することについて

議事	区分	案件名	所管課	審議する会議（案）				
				代表会	地域分科会			
					中	東	西	南
ア	諮問	市営住宅春日団地の廃止・解体について	住宅課	○				
イ	協議	浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）の策定について	学校・地域連携課	○	○	○	○	

## 第9号様式

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	市営住宅春日団地の廃止・解体について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ol style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月に「浜松市公営住宅等長寿命化計画」(以下、「計画」という。)を策定し、市営住宅の需要と供給のバランスを確保するため、適正な管理戸数への縮小を進めている。</li> <li>計画の事業判定において市営住宅春日団地(中央区春日町:江西地区)は、「用途廃止」と位置付けられている。</li> <li>市営住宅春日団地(6棟14戸 入居者4世帯※令和7年10月1日現在)は、昭和56年に建設し、令和8年度には公営住宅法の耐用年数45年を迎え、建物の老朽化が著しい。</li> <li>令和7年度第1回浜松市営住宅管理運営委員会(令和7年8月21日開催)において協議し、承認を得たものである。</li> <li>入居者の移転交渉にあたっては、入居者の意向を十分考慮し丁寧な対応に努める。</li> </ol>				
対象の区協議会	中央区協議会(中地域分科会)				
内 容	<p>市営住宅春日団地(6棟14戸)の用途廃止について諮問するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「浜松市営住宅条例」の一部を改正し、春日団地を削除する。</li> <li>入居者の移転が完了後、建物を解体する。</li> <li>建物解体後の土地は、庁内で利活用を検討する。</li> </ol>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期: 令和7年12月				
担当課	住宅課	担当者	糸井川 芳紀	電話	457-2455

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



[市営住宅配置図（中央区江西地区）]

## 建物概要

建設年度：昭和56（1981）年度建設（44年経過）

構造規模：PC造 2階建 全6棟14戸

※PC造＝プレキャストコンクリート造（耐用年数45年）

1・2・3号棟（南側）



1・2・3号棟（北側）



区分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件名	浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン(案)の策定について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>中学校部活動の地域展開(地域クラブへの移行)については、以下の国の理念や方向性に基づき、全国的な実施を推進。</p> <p>✓学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。</p> <p>✓「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識のもと、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。</p> <p>・本市では、令和5年7月に「地域クラブ活動協議会」を設置し、ガイドラインの策定に向け、個別課題の検討を推進。</p> <p>・令和8年9月から休日の部活動を段階的に地域クラブに移行していく予定。</p>				
対象の区協議会	すべての地域分科会、天竜区協議会				
内容	<p>令和7年10月24日付けで、「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン(案)」を公表。</p> <p>ガイドライン(案)の概要を説明するとともに、内容について協議するなど、丁寧な意見交換を行い、令和8年3月末に公表予定の「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン」(はまクルガイドライン)に意見を反映させるもの。</p> <p>&lt;地域分科会当日&gt;</p> <p>①ガイドライン(案)概要説明</p> <p>②質疑応答(意見交換)</p>				
備考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	ガイドライン策定・公表時期：令和8年3月(予定)				
担当課	学校・地域連携課	担当者	堀野 智浩	電話	457-2405

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 中央区協議会（代表会）

## 書面協議回答用紙

委員名 \_\_\_\_\_

## 議案

ア【諮問】市営住宅春日団地の廃止・解体について（住宅課）に係る審議を、中地域分科会へ付託することについて

「承認する」、「承認しない」のいずれかを○で囲んでください。

承認する

・

承認しない

## 【ご意見】

「承認しない」を○で囲んだ場合は、その理由を必ずご記入ください。

イ【協議】浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）の策定について（学校・地域連携課）に係る審議を、全ての地域分科会（中・東・西・南）へ付託することについて

「承認する」、「承認しない」のいずれかを○で囲んでください。

承認する

・

承認しない

## 【ご意見】

「承認しない」を○で囲んだ場合は、その理由を必ずご記入ください。